

高崎市第10期分別収集計画

令和4年7月

高 崎 市

目 次

1.	計画について	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込みの算定方法	4
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

高崎市第10期分別収集計画

1. 計画について

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、直近年度のごみ排出量と今後の人口変動率を基に、環境省により示された、容器包装廃棄物の比率により算定した数値を指標とする計画である。

2. 基本的方向

本計画を推進するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 市民、事業者、行政が一体となった、容器包装廃棄物の3Rを基本とした循環型社会づくりに取り組む
- ・ メディア等を利用して情報を共有することにより3Rの啓発活動を行う
- ・ 現状の市有施設で中間処理を行うことにより効率的な再資源化を推進する

3. 計画期間

本計画は、令和5年4月を始期とする5か年計画とし、3年ごとに見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
排出量の見込み (トン)	33,711 t	34,077 t	34,443 t	34,808 t	35,174 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたっては、啓発活動等により環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、本市におけるごみ処理の現状を理解してもらう。

また、効率的で安定した運営を図るため、ごみ処理施設としての役割を十分果たせる能力及び処理需用に対応した施設の整備改良を図る。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における出前講座やごみ処理施設の見学会等、環境教育のあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等、本市のごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、本市が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール 以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

品目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	114.0t		115.3t		116.5t		117.7t		119.0t	
主としてアルミ製の容器	482.0t		487.2t		492.5t		497.7t		502.9t	
無色のガラス製容器	(合計) 935.9t		(合計) 946.1t		(合計) 956.2t		(合計) 966.4t		(合計) 976.6t	
	(容リ協引渡 量) 678.4t	(独自処理 量) 257.5t	(容リ協引渡 量) 685.7t	(独自処理 量) 260.4t	(容リ協引渡 量) 693.1t	(独自処理 量) 263.1t	(容リ協引渡 量) 700.4t	(独自処理 量) 266.0t	(容リ協引渡 量) 707.8t	(独自処理 量) 268.8t
茶色のガラス製容器	(合計) 735.5t		(合計) 743.4t		(合計) 751.4t		(合計) 759.4t		(合計) 767.4t	
	(容リ協引渡 量) 552.0t	(独自処理 量) 183.5t	(容リ協引渡 量) 558.0t	(独自処理 量) 185.4t	(容リ協引渡 量) 564.0t	(独自処理 量) 187.4t	(容リ協引渡 量) 570.0t	(独自処理 量) 189.4t	(容リ協引渡 量) 576.0t	(独自処理 量) 191.4t
その他のガラス製容器	(合計) 575.8t		(合計) 582.0t		(合計) 588.3t		(合計) 594.5t		(合計) 600.8t	
	(容リ協引渡 量) 383.2t	(独自処理 量) 192.6t	(容リ協引渡 量) 387.3t	(独自処理 量) 194.7t	(容リ協引渡 量) 391.5t	(独自処理 量) 196.8t	(容リ協引渡 量) 395.6t	(独自処理 量) 198.9t	(容リ協引渡 量) 399.8t	(独自処理 量) 201.0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	39.1t		39.5t		40.0t		40.4t		40.8t	
主として段ボール製の容器	2,760.1t		2,790.1t		2,820.0t		2,850.0t		2,880.0t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 15.9t		(合計) 16.1t		(合計) 16.3t		(合計) 16.4t		(合計) 16.6t	
	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 15.9t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 16.1t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 16.3t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 16.4t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 16.6t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 702.0t		(合計) 710.0t		(合計) 717.2t		(合計) 724.8t		(合計) 732.4t	
	(容リ協引渡 量) 298.2t	(独自処理 量) 403.8t	(容リ協引渡 量) 301.5t	(独自処理 量) 408.5t	(容リ協引渡 量) 304.7t	(独自処理 量) 412.5t	(容リ協引渡 量) 308.0t	(独自処理 量) 416.8t	(容リ協引渡 量) 311.2t	(独自処理 量) 421.2t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.3t		(合計) 0.3t		(合計) 0.3t		(合計) 0.3t		(合計) 0.3t	
	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t
うち 白色ト レイ)	(合計) 0.3t		(合計) 0.3t		(合計) 0.3t		(合計) 0.3t		(合計) 0.3t	
	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t	(容リ協引渡 量) 0.0t	(独自処理 量) 0.3t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率} \\ \times \text{総排出量に占める分別基準適合物量の割合} \times \text{分別基準適合物ごとの組成割合}$$

また、人口変動率は、高崎市緊急創生プラン（平成28年3月策定）に基づき、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
379,454人 (対前年度比)	383,572人 (対前年度比)	387,690人 (対前年度比)	391,808人 (対前年度比)	395,926人 (対前年度比)
101.10%	101.09%	101.07%	101.06%	101.05%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在自治会や育成会等による集団回収が進んでいるスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール等については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるよう指導する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	分別収集の実施主体
主としてスチール製の容器	缶	民間委託業者による 定期収集及び運搬	・高崎市 ・自治会等（集団回収）
主としてアルミ製の容器			
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん	民間委託業者による 定期収集及び運搬	・高崎市 ・自治会等（集団回収）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	飲料用紙パック	民間委託業者による 定期収集及び運搬	・高崎市 ・自治会等（集団回収）
主として段ボール製の容器	段ボール	民間委託業者による 定期収集及び運搬	・高崎市 ・自治会等（集団回収）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	民間委託業者による 定期収集及び運搬	・高崎市 ・自治会等（集団回収）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	民間委託業者による 定期収集及び運搬	・高崎市
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ	民間委託業者による 定期収集及び運搬	・高崎市

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

本市は、容器包装廃棄物の選別、圧縮、保管等を行う施設として高浜クリーンセンター及び吉井クリーンセンターを有している。

高浜クリーンセンターについては、新規施設に建て替えを計画しており、令和6年度の供用開始を目指している。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を効率的かつ円滑に進めていくため、市民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制を整備していく。
- ・ 自治会等の市民団体による集団回収を推進し、奨励金交付制度、優良団体の表彰などを継続して実施する。